

## 利 用 料(基本料金)

◆一日あたりの基本利用料負担額(単位):円

### 【特 養 ・ 真和荘】

介護度/サービス種類	多床室	従来型個室
利用料適用時期	平成30.4月～	平成30.4月～
要介護 3	695	695
要介護 4	763	763
要介護 5	829	829



◆その他の一日あたりの自己負担額:円

利用 内容	介護老人福祉施設	
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 6	(Ⅱ) 13
夜勤職員配置加算	22	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	18	
栄養マネジメント加算	14	
個別機能訓練体制加算	12	
褥瘡マネジメント加算	10 (3ヶ月に1回)	

①入所後30日間に限り、初期加算として30(円/日)が上乗せされます。

(30日を超える入院後再入所した場合も)

②外泊・入院時費用(6日を限度)…246(円/日)\*退・帰荘日は除き、期間中は施設利用料等は算定されません。

### 【ショートステイ】

介護度/サービス種類	多床室	従来型個室
利用料適用時期	平成30.4月～	平成30.4月～
介護予防(要支援1)	437	437
介護予防(要支援2)	543	543
要介護 1	584	584
要介護 2	652	652
要介護 3	722	722
要介護 4	790	790
要介護 5	856	856



◇その他一日あたりの自己負担額:円

利用 内容	(介護予防)短期入所生活介護
送迎費	184(片道につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	18

### 【特養 ・ ショートステイ共通】

食 費	1380	
居住費	多床室 840	従来型個室 1150

◎食費と居住費に係る費用軽減について、特定入所者介護サービス費の第1～第3段階で認定を受けた場合、認定証の負担限度額となります。(裏面に記載)

◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として個別の介護報酬総額に、

右記の掛率で算出された額が加算されます。

**(特養・ショート)8.3%**

※尚、毎月の個人介護報酬総額は月毎の変動要因(月の日数・入院・外泊等)により変動しますのでご了承下さい。

※ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当(山口・峯友)にお尋ね下さい。

## ◎加算内容について

### 【サービス提供体制強化加算Ⅰ】

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること

### 【夜勤職員配置加算Ⅰ】

夜間時間帯に職員が常勤換算で、3名以上配置されていること

### 【看護体制加算Ⅰ】

常勤の看護師を1名以上配置されていること

### 【看護体制加算Ⅱ】

看護職員が常勤換算で3名以上配置されていること

### 【栄養マネジメント加算】

常勤の管理栄養士を1名以上配置し、個別の栄養ケア計画を作成・実施していること

### 【褥瘡マネジメント加算】

入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施し、3か月に一回、入所者ごとに褥瘡ケアを見直していること

### 【個別機能訓練体制】

入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っていること

## ◎各利用者負担段階に応じた負担限度額

	居住費（特養）		食費	対象者
	従来型個室	多床室		
第1段階	320円	0円	300円	・生活保護等を受給されている方 ・世帯全員が市民税を課税されていない方で、 老齢福祉年金を受給されている方。
第2段階	420円	370円	390円	・世帯全員が市民税を課税されていない方で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方。
第3段階	820円	370円	650円	・世帯全員が市民税を課税されていない方で、 上記2段階以外の方。